

# 控 訴 状

平成19年6月12日

知的財産高等裁判所 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 木 澤 克 之

同 石 島 美 也 子

同 藤 原 浩

同 鈴 木 道 夫

同 風 祭 寛

同 市 村 直 也

同 芳 賀 成 之

〒101-8001 東京都千代田区一ツ橋二丁目3番1号

控訴人（被告） 株式会社 小学館

上記代表者代表取締役 相 賀 昌 宏

東京都中央区

橋元綜合法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人

弁護士	木	澤	克	之
同	石	島	美也	子
同	藤	原		浩
同	鈴	木	道	夫
同	風	祭		寛
同	市	村	直	也

東京都新宿区

被控訴人（原告） 加 藤 雅 昭

損害賠償請求控訴事件

訴訟物の価額 328万円

ちょう用印紙額 3万3000円

上記当事者間の東京地方裁判所平成17年（ワ）第24929号損害賠償請求事件につき、同裁判所が平成19年5月30日言い渡した判決は不服であるので、次のとおり控訴を提起する。

#### 第1 原判決の主文

- 1 被告は、原告に対し、金328万円及びこれに対する平成17年12月16日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その9を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

#### 第2 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

#### 第3 控訴の理由

原判決には、事実認定及び法令解釈適用の誤り並びに理由不備の違法がある。

控訴の理由の詳細は、追って控訴理由書を提出して主張する。

#### 付属書類

訴訟委任状 1通